

加古川市かこてらす自習室運営事業実施要綱

令和6年5月1日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、中学生及び高校生（以下「学生」という。）の居場所を拡充するとともに、学習環境の充実のため、複合施設「かこてらす」（以下「かこてらす」という。）に放課後の学習スペースを設置し、学生が安心して学習できる環境を整備するとともに、当該施設のさらなる賑わい創出を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 利用できるのは、学生とする。

(実施場所)

第3条 実施場所は、「かこてらす」内にある東加古川子育てプラザのプレイルームとする。

(開業日及び休業日)

第4条 自習室の開業日及び休業日は、別に定める。

(開設時間)

第5条 自習室の開設時間は、午後5時15分から午後9時00分までとする。

(事業の内容)

第6条 自習室運営事業は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生が安心して学習できる場を提供する。
- (2) 学生に放課後の居場所を提供する。

(実施主体等)

第7条 市長は、自習室運営事業の一部を適切に運営することができると思われる法人その他の団体に委託することができる。

2 前項の規定により委託した場合において、市長は、当該事業の委託を受けた者に対し、当該委託の実施状況の内容を定期的に報告するよう求めるものとする。

(自習室の利用)

第8条 自習室の利用については、次のとおりとする。

- (1) 利用する際は、受付で利用者名簿を記入または入力しなければならない。
- (2) 利用は、1人につき1座席とする。

- (3) 学生は、自習室内に掲示している利用方法、禁止事項を遵守しなければならない。
- (4) 学生は、私語や飲食、写真撮影など、他の学生の学習を妨げる行為を行ってはいけない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び年度毎の詳細の実施内容については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。